

## 【特定調停手引 2】

2014年（平成26年）12月12日  
2020年（令和2年）2月19日 改訂

### 経営者保証に関するガイドラインに基づく 保証債務整理の手法としての 特定調停スキーム利用の手引

日本弁護士連合会

経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の手法としての  
特定調停スキーム利用の手引

－ 目 次 －

はじめに

第1 特定調停スキーム（経営者保証GL単独型）の概要・要件

- 1 特定調停スキーム（経営者保証GL単独型）のメリット
- 2 特定調停スキーム（経営者保証GL単独型）の活用事例
- 3 特定調停スキーム（経営者保証GL単独型）の費用
- 4 特定調停スキーム（経営者保証GL単独型）の要件

第2 経営者保証GL単独型特定調停手続の進め方

- 1 事前準備及び相談対応
- 2 弁護士に求められる役割
- 3 事前準備及び金融機関との協議の開始
- 4 特定調停の申立て
- 5 調停手続の進行

別紙1 各手引の適用場面

別紙2 「経営者保証に関するガイドライン（GL）に基づく保証債務整理（単独型） GL要件該当性及び弁済計画案等の御説明」活用マニュアル

書式1 返済猶予等の申入書

書式2－1 資産に関する表明保証書・確認報告書

書式2－2 （表明保証書の別紙）資産目録（負債目録付き）

書式3 特定調停申立書

書式4 関係権利者一覧表

書式5－1 調停条項案（一括返済型・単独型）

資料5－2 調停条項案（分割返済型・単独型）

資料5－3 調停条項案（ゼロ返済型・単独型）

書式6－1 経営者保証に関するガイドライン（GL）に基づく保証債務整理（単独型） GL要件該当性及び弁済計画案等の御説明

書式6－2 （上記説明書の別紙）保証債務の弁済計画案

2014年（平成26年）12月12日  
2020年（令和2年）2月19日 改訂

## 経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の 手法としての特定調停スキーム利用の手引

日本弁護士連合会

本手引は、2013年（平成25年）12月に公表された「経営者保証に関するガイドライン」（以下「経営者保証GL」といいます。）に基づく保証債務の整理のうち、保証債務のみを整理する「単独型」について、簡易裁判所の特定調停手続を利用する場合に、その運用を円滑にするために作成された「経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の手法としての特定調停スキーム利用の手引き」を、その後の運用等を踏まえて改訂するものです。

なお、主たる債務者の手続と一体として保証債務整理を図る場合（「一体型」）は、主たる債務者が事業再生を図るときは、「事業者の事業再生を支援する手法としての特定調停スキーム利用の手引」を、主たる債務者が廃業支援を図るときは、「事業者の廃業・清算を支援する手法としての特定調停スキーム利用の手引」も併せて参照してください。本手引及び「事業者の事業再生を支援する手法としての特定調停スキーム利用の手引」並びに「事業者の廃業・清算を支援する手法としての特定調停スキーム利用の手引」の適用場面については、別紙1「各手引の適用場面」を参照してください。

本手引は、「単独型」を主な対象として作成されたものですが、経営者保証GLの要件、進め方、弁済計画の策定などは共通する部分が多いため、「一体型」を進める際の参考にも資するものになります。また、本文中において経営者保証GLの条項を引用するときは項番の冒頭に「GL」と表記し、「経営者保証に関するガイドラインQ&A」は「Q&A」と略称します。

### 第1 特定調停スキーム（経営者保証GL単独型）の概要・要件

#### 1 特定調停スキーム（経営者保証GL単独型）のメリット

##### (1) 保証人のメリット

- ① 破産をしないで保証債務整理ができること。

- ② 信用情報機関に登録されることなく保証債務整理ができること。
- ③ インセンティブ資産を残す余地があること。
- ④ 今後の収入により、一定の財産の公正な価額を弁済し財産を残す余地があること。
- ⑤ 破産手続と異なり、財産の管理処分権を失わないこと。

(2) 対象債権者のメリット

- ① 経済的合理性が確保されていること。
- ② 裁判所が関与すること。
- ③ 寄付金課税その他税務上の問題が生じないこと。
- ④ 株主代表訴訟の問題が生じにくいこと。

## 2 特定調停スキーム（経営者保証GL単独型）の活用事例

(1) 事業者（主たる債務者）について

- ① 主たる債務者は、民事再生手続により事業再生を図った事例
- ② 主たる債務者は、破産手続又は特別清算手続により整理を図った事例
- ③ 主たる債務者は、特定調停スキーム、中小企業再生支援協議会スキーム及び事業再生ADR手続等により整理を図ったものの、保証債務の整理がなされなかった事例や既に終結した事例

(2) 保証人について

① 自宅について

ア オーバーローン（被担保債権が物件価値を上回る）を前提として、住宅ローンの返済を継続しつつ自宅に居住し続ける事例

イ 対象債権者に経済的合理性が認められることを前提として、自宅を保証人の資産（いわゆるインセンティブ資産）として残し、自宅に居住し続ける事例

ウ 事業者（主たる債務者）の対象債権者に対する担保権設定済の自宅について、近親者等の第三者が適正価格にて購入し、当該第三者の理解を得て自宅に居住し続ける事例

② その他資産について

ア 自由財産程度の財産を残した事例

イ 対象債権者の経済的合理性を踏まえて、当該経済的合理性の範囲内で一定の資産を残す事例

ウ 保証人の状況（介護費用、医療費等）を踏まえて、一定の生計費を残

す事例

※保証人の保有する資産や経済的合理性の程度等に応じて様々なケースがあります。

### 3 特定調停スキーム（経営者保証G L単独型）の費用

- (1) 裁判所手数料（調停申立てに当たっての印紙代）
- (2) 弁護士（支援専門家）に要する費用  
支援専門家及び代理人となる弁護士の費用がかかります。

### 4 特定調停スキーム（経営者保証G L単独型）の要件

特定調停スキーム（経営者保証G L単独型）を利用するに当たっては、原則として次の事項を全て充たす必要があります。なお、個別の要件の解釈や認定については、対象債権者との協議により、柔軟に解釈等が可能な場合も考えられます。

- (1) 経営者保証G Lによる保証債務整理の対象となり得る保証人であること
  - ① 経営者保証G L 3項要件を充足していること（G L 7項（1）イ）。  
経営者保証G Lによる保証債務整理の開始の申出をすることができる保証人かどうかを確認するための要件になります。具体的には、以下の要件を満たすことが必要です。
    - ア 主債務者が中小企業であること（G L 3項（1），Q&A 3）。
    - イ 保証人が個人であり、主債務者である中小企業の経営者等であること（G L 3項（2），Q&A 4）。  
※いわゆる第三者による保証について除外するものではありません（G L脚注5参照）。
    - ウ 主債務者及び保証人の双方が弁済について誠実であり、財務情報等を適時適切に開示していること（G L 3項（3），Q&A 3-3，3-4）。
    - エ 主たる債務者及び保証人が反社会的勢力ではなく、そのおそれもないこと（G L 3項（4），Q&A 3-5）。
  - ② 主たる債務者が法的債務整理手続の開始申立て又は利害関係のない中立かつ公正な第三者が関与する私的整理手続及び準則型私的整理手続の申立てを経営者保証G Lの利用と同時に現に行い、又は、これらの手続が係属し、若しくは既に終結していること（G L 7項（1）ロ）
  - ③ 対象債権者において、破産手続による配当よりも多くの回収を得られる

見込みがある等、経済的な合理性が期待できること（GL7項（1）ハ、Q&A7-4）

※破産管財費用が生じないことから、通常、当該要件は充足していることが多いと考えられます。

④ 破産法第252条第1項（第10号を除く）に規定される免責不許可事由が生じておらず、そのおそれもないこと（GL7項（1）ニ）

具体的には以下のような場合です。

ア 著しく不利益な条件で債務を負担したり、又は信用取引により商品を購入し著しく不利益な条件で処分してしまったりしたことがないこと（破産法第252条第1項第2号）。

イ 一部の債権者に特別の利益を与える目的又は他の債権者を害する目的で、義務ではない担保の提供、弁済期が到来していない債務の弁済又は代物弁済をしたことがないこと（破産法第252条第1項第3号）。

ウ 保証債務整理に至る経過の中で、当時の資産・収入に見合わない過大な支出又は賭博その他の射幸行為をしたことがないこと（破産法第252条第1項第4号）。

エ 1年前から保証債務整理の開始日までの間に、他人の名前を勝手に使ったり、生年月日、住所、負債額及び信用状態等について虚偽の事実を述べて、借金をしたり、信用取引をしたりしたことがないこと（破産法第252条第1項第5号）。

オ その他免責不許可事由がないこと（破産法第252条第1項各号（第10号を除く。））。

※免責不許可事由がある場合でも、問題行為の瑕疵を治癒するなど破産法第252条第2項の裁量免責に準じる事由がある場合には、当該要件が充足される場合もあり得ると考えられます。

※破産法第252条第7号～9号及び第11号はいずれも破産手続を前提とするものであり、経営者保証GLを利用しようとする保証人について第7～9号及び第11号に該当する事由が生じている、又は生じるおそれがあることは通常想定されません。

(2) 対象債権者について

事業者（主たる債務者）に対して金融債権を有する金融機関（信用保証協会を含みます。以下同じ。）及び保証人に対して保証債権を有する金融機関を対象債権者とすること。ただし、保証人の弁済計画の履行に重大な影響を及

ばすおそれのある債権者については、金融債権を有する債権者以外でも対象債権者に含めることができます（G L 7 項（3）④ロ）。

(3) 返済猶予等の要請が適正に行われていること

ア 保証人と支援専門家が連名した書面が出されていること（G L 7 項（3）①）

イ 全ての対象債権者に対して同時に行われていること（G L 7 項（3）①）

ウ 対象債権者との間で良好な取引関係が構築されてきたこと（G L 7 項（3）①）

※全ての要件を充足する場合には、対象債権者は、一時停止や返済猶予（以下「返済猶予等」といいます。）の要請に対して、誠実かつ柔軟に対応するよう努めることとなります。

※返済猶予等の効力が発生した時点は、保証人の財産評定の基準時点となります（G L 7 項（3）④イ b）。

エ G L 7 項（3）の合理的な不同意事由がないこと（Q & A 7-7, 7-12）

※対象債権者は、合理的な不同意事由がない限り、保証債務整理手続の成立に向けて誠実に対応することとなります。

(4) 残存資産の範囲が相当で対象債権者の経済的合理性が期待できること

破産手続による配当よりも多くの回収を得られる見込みがあるなど、対象債権者にとって経済的な合理性が期待できること。

例えば、主たる債務者が清算型手続の場合、以下の①の額が②の額を上回る場合には、経営者保証G Lに基づく債務整理により、破産手続による配当よりも多くの回収を得られる見込みがあるため、一定の経済合理性が認められます。

① 現時点において清算した場合における主たる債務の回収見込額及び保証債務の弁済計画（案）に基づく回収見込額の合計金額

② 過去の営業成績等を参考としつつ、清算手続が遅延した場合の将来時点（将来見通しが合理的に推計できる期間として最大3年程度を想定）における主たる債務及び保証債務の回収見込額の合計金額

(5) 弁済計画の内容も相当であること

すなわち、以下の内容を記載していること。

① 一体整理が困難な理由等が記載されていること（G L 7 項（3）④イ a）。

※一体型の場合には、不要ですが、他方で、経営責任について検討することが必要です。

- ② 財産評定の基準時点の財産の状況が記載されていること（G L 7 項（3）④イ b）。
  - ③ （残存資産ではない）処分・換価対象資産がある場合、「公正な価額」に相当する額を弁済する計画を示すか、処分方針を記載していること（G L 7 項（3）④イ c, d）。
  - ④ 按分弁済の計画となっていること（G L 7 項（3）④ロ）。
- (6) 保証債務の免除要請も適正に行われていること  
すなわち、以下の要件を充足していること。
- ① 保証人が資力に関する情報と資料の開示を行い、表明保証を行っていること（G L 7 項（3）⑤イ, ロ）。
  - ② 支援専門家が表明保証の適正性についての確認を行い、対象債権者に報告していること（G L 7 項（3）⑤イ）。
  - ③ 資力の状況が事実と異なる場合（過失も含む）、免除した保証債務及び延滞利息を付した追加弁済を行う旨の書面による契約締結がなされていること（G L 7 項（3）⑤ニ）。
- (7) 十分な事前調整  
対象債権者との間で保証人の弁済計画案の提示、説明、意見交換等の事前協議を行い、十分な事前協議を行っていること。

ポイント：対象債権者との十分な事前調整

特定調停手続を円滑に実施するためには、いきなり調停を申し立てるのではなく、事前に十分に債権者と協議を行うことが肝要です。経営者保証 G L においても、返済猶予等の要請の段階において、対象債権者及び保証人が、手続申立て前から債務の弁済等について誠実に対応し、対象債権者との間で良好な取引関係が構築されてきたと対象債権者により判断され得ることが求められています（G L 7（3）①ハ）。また、申立前の段階において、対象債権者と支援専門家（多くは申立人代理人が兼ねることになると思われます。）が、保証債務の弁済計画（G L 7（3）④）や残存資産の範囲（G L 7（3）③）などについて十分に調整することが重要です。さらに事前に債権者から合意の見込みを得ておくことができれば、特定調停手続を迅速かつ円滑に成立させることが容易になります。支援専門家である申立人代理人の合意形成に向けた役割は極めて重要なものであり、経営者保証 G L も対象債権者との十分な事前調整を前提としています（G L 7（3）③, ④）。

## 第2 経営者保証GL単独型特定調停手続の進め方

### 1 事前準備及び相談対応

保証人から保証債務整理に関する相談を受けた弁護士は、おおむね以下に掲げる事項を聴取・確認し、関係資料の提供を受けます。

- 主たる債務者の状況の概要

資料：商業登記簿謄本，定款，株主名簿

- 主たる債務者の事業再生，廃業の方針等の確認

- 主たる債務者の手続が進行している場合には，その進捗状況や対象債権者に対する弁済計画等の確認

資料：再生手続の場合には，財産評定書，再生計画案，破産手続の場合には，配当に関する資料

- 主たる債務者と保証人の取引金融機関との関係

- 主たる債務者の窮境原因，経営責任の内容

- 保証人の資産に関する資料

資料：資産目録，預貯金通帳，不動産固定資産評価証明書など資産に関する資料，住宅ローンやカードローンの明細など固有の債務に関する資料

- 残存資産の範囲に関する意向

- 現在ないし今後の生活状況（収入状況）

### 2 弁護士に求められる役割

#### (1) 一体型の検討

弁護士は主たる債務者の債務整理の相談の際に，保証債務整理の相談を受けることが多いと考えられます。保証債務の整理は，主たる債務の準則型私的整理手続と一体として行うことが原則ですので（例えば，主たる債務者について特定調停手続や中小企業再生支援協議会の手続により整理を図る場合には，同一の手続で保証債務整理を図ることになります。），まずは同一の手続で進められるかどうかを検討する必要があります。主たる債務者と一体で保証債務整理を図る方が経営者保証GLに基づく整理が成立しやすい面もあります。

そこで，弁護士は，主たる債務者の事業再生や廃業の準則型私的整理手続の可能性について，十分に確認し，一体整理ができないか検討することが期

待されます。

ただし、主たる債務者について準則型私的整理手続を利用しつつ、保証債務整理のみ単独で整理を図ることが合理的な場合もあります。例えば、対象債権者との交渉の結果、対象債権者から、経営者の経営責任の重さを踏まえると保証債務の整理について積極的に同意することができないが、民事調停法第17条による裁判所の決定があれば従うとの意向が示されている場合には、主債務者の手続が別の私的整理手続で進行していたとしても、保証人については（単独型の）特定調停手続の申立てをすることが考えられます。

## (2) 主たる債務者破産の案件でも経営者保証G Lの検討や説明をすべきこと

従前、主たる債務者破産の案件においては、経営者保証人も同時に破産をするケースが多かったと考えられます。

しかしながら、経営者保証G Lには、前述のとおり、多くのメリットがあります。インセンティブ資産を残せない案件であっても、経営者保証G Lに基づき整理を図ることは経営者保証人の意向に沿った対応と言えます。経営者保証G Lの要件を充足している案件は相応に存在すると考えられます。

そこで、弁護士は、経営者保証G Lの要件充足の確認、経営者保証G Lを進めることのメリット、留意点等を検討した上で、保証人に対し、経営者保証G Lに基づく整理の可能性について十分に説明することが求められます。

### ※誠実要件の確認と対象債権者との調整

①主たる債務者及び保証人の双方が弁済について誠実であり、財務情報等を適時適切に開示していることや②免責不許可事由のおそれがないという要件は、誠実要件と言われ、問題となることがあり、対象債権者と調整することが求められます。

①要件について、Q&Aでは、債務整理着手前や返済猶予前において、主たる債務者又は保証人による債務不履行や財産状況等の不正確な開示があったことなどをもって直ちに経営者保証G Lの適用が否定されるものではなく、債務不履行や財産の状況等の不正確な開示の金額及びその態様、私的流用の有無等を踏まえた動機の悪質性といった点を総合的に勘案して判断すべきとされていますので（Q&A 3-3参照）、留意することが求められます。

②要件について、保証人に免責不許可事由がある場合、保証人（及び支援専門家）は、破産法第252条第2項の裁量免責に準じる事情（免責不許可事由の性質、重大性、帰責性、債権者の態度や意見、手続への協力

の有無や程度等)があるか確認し、裁量免責が認められるべき事案に準じる事案であれば、対象債権者に対し、丁寧な説明を行い、調整を図ることが期待されます。免責不許可事由の「おそれ」の意味について、Q&A 7-4-2を確認することが必要です。

### (3) 返済猶予等の要請の時期や留意点

原則として、返済猶予等の要請は、主たる債務者・保証人・支援専門家が連名した書面により行われる必要があります（GL 7（3）①イ）。

返済猶予等の要請の書面の例は、別添書式1のとおりです（この書式は支援専門家と保証人の代理人弁護士が同一であることを前提としています）。

返済猶予等の要請は、原則として、全ての対象債権者に対して同時に行われる必要があります（GL 7（3）①ロ）。

財産評定の基準時点は、保証人（支援専門家）がGLに基づく保証債務の整理を対象債権者に申し出た時点（保証人等による返済猶予等の要請が行われた場合にあつては、返済猶予等の効力が発生した時点をいう。）とされていますので（GL 7（3）④イb）、返済猶予等の効力がいつ生じたか、対象債権者とで協議、確認し、確定させることが求められます。

※インセンティブ資産を残す希望がある場合には、主たる債務の整理手続の進行に十分な注意が必要であること

主たる債務の整理手続が既に終結している場合において、保証債務の整理を行う場合は、対象債権者は主たる債務の整理終結時点で、保証人からの回収を期待し得る状況にあり、このような場合においては、自由財産の範囲を超えて保証人に資産を残すことについて、対象債権者にとっての経済合理性が認められないことから、残存資産の範囲は自由財産の範囲に限定され（GL 7（3）③、Q&A 7-20）、インセンティブ資産を残す余地がなくなってしまうことに十分に留意することが求められます。

### (4) 合理的な不同意事由が生じないように指導すること

経営者保証GLは、対象債権者は「合理的な不同意事由」がない限り、債務整理手続の成立に向けて誠実に対応すべきとしており（GL 7（3）柱書）、反対に、「合理的な不同意事由」が発生すると保証債務の整理は成立しないおそれが高くなります。

ここでいう「合理的な不同意事由」とは、必要な情報開示を行わない、返済猶予等の要請後に資産を処分したり、新たな債務を負担することが例示さ

れています（Q&A 7-7, 7-12）。これ以外にも、破産法第252条第1項（第10号を除く。）に規定される免責不許可事由に該当するかそのおそれがある行為も当然に含まれます。

弁護士は、必要な情報開示を行うとともに保証人が問題行為に及ばないように十分に指導監督する必要があります。

#### (5) 資産状態、固有の債務の状態の確認

保証人の資産状態を確認し、資産目録（財産目録）を作成することは、支援専門家となる弁護士の重要な役割になります。弁護士は、保証人の財産状況の裏付け資料を確認し、別添書式2-2の資産目録にて整理することが求められます。

※経営者保証GLにおいては、資力の状況が事実と異なる場合（過失も含む）、免除した保証債務及び延滞利息を付した追加弁済を行う旨の書面による契約締結がなされることが要件とされており（GL 7項（3）⑤ニ）、弁護士においては通帳の過去の履歴の確認等の裏付け資料をもって資産状態の十分な確認が求められます。

※住宅、車両リースなど担保付資産については、担保資産の価値と被担保債務額を比較し、余剰の資産価値があるか否かを確認することが求められます。余剰がない場合には、資産価値はないものとして評価することが考えられます。

※不動産などの資産の評価方法について、不動産鑑定まで実施するのか、近隣不動産業者の簡易な査定書や固定資産評価証明等を使うかについて、対象債権者と協議し、適切な方法を確定することが期待されます。資産価値については、早期処分価格で評価することが考えられます（Q&A 7-25参照）。保証人（支援専門家）と対象債権者とで協議の上、評価額を確定することが期待されます。

※固有の債務は原則として、経営者保証GLの対象債権者には含まれません。しかし、固有の債務の金額が相応に大きく、今後の収入での弁済が困難な場合等、弁済計画の履行に重大な支障が生じる場合には、対象債権者に加える対応が考えられます（GL 7（3）④ロ）。そのほか、別途特定調停や任意整理を行うことも考えられます。

<p>※固有の債権者が多数いる場合でも経営者保証GLの検討をするべき 実務上、経営者保証GLの本来的な対象債権者ではない固有の債権者が多数あり、多額に上る場合、経営者保証GLの活用を断念し、破産申立を選択</p>
--

することが少なくないと考えられます。

しかしながら、固有の債権者が多数いる場合でも、債権者の属性によっては調整ができる場合も少なくありません。また、固有の債権者を対象債権者に取り込む方法だけでなく、固有の債権者と保証債権者を別々のグループとして交渉を図るとか、固有の債権者については（個別の任意整理では難しいとしても）民事調停法第17条決定により解決を図ることなど様々柔軟な対応が考えられるところです。

固有の債権者がいる事案においても、経営者保証GLの活用ができるケースも少なくありません。

なお、2019年5月28日、公益社団法人リース事業協会にて、「中小企業向けのリース契約に関する経営者保証ガイドライン」が制定されており、2020年1月1日から適用が開始されています。同ガイドラインは、経営者保証GLを参考としており、6項によると、保証債務の整理に関する協議を求められた場合は、それに参加することに努めるとされています。同ガイドラインにより、リース債権者を対象債権者に取り込みしやすくなっている面があります。そのほか、金融機関とリース債権者を別々のグループとして交渉を図る、17条決定により解決を図ることも考えられます。

#### (6) 保証履行の範囲の相当性（経済的合理性を満たすこと）の確認

※保証人が自由財産の範囲内の財産しか有していない場合、保証人が破産した場合でも対象債権者は、保証人の財産から配当を期待できる立場にありません。GL上も自由財産は残すことが相当とされており、自由財産を残す内容で弁済計画を立案しても、対象債権者の経済的合理性は充足されていると考えられますし、弁済について誠実という要件を満たさない事態になるわけではないと考えられます（Q&A 3-4 参照）。

※自由財産には、例えば中小企業退職金共済法に基づく退職金、小規模企業共済などの差押禁止財産も含まれることには注意が必要です。

※保証人が自由財産を超える財産を有するものの、自由財産しか残さず（インセンティブ資産を残さず）、自由財産を超える部分については、換価・弁済する計画の場合も対象債権者の経済的合理性は充足されていると考えられます。なお、この場合には、相応の保証履行を行うことが考えられるため、対象債権者の平等性、公平性が問題となることが多いと考えられ、注意が必要です。

(7) インセンティブ資産を残す場合の必要性の説明

保証人がインセンティブ資産を残す希望がある場合、その必要性について、対象債権者に対して説明することが求められます（G L 7 項（3）a）。

(8) 主たる債務者の手続の確認（インセンティブ資産を残す場合の検討事項）

経営者保証G Lにおいては、主たる債務者と保証人について、一体的に経済的合理性を判断しますので、保証人が自由財産しか残さない場合は別として、インセンティブ資産を残す場合、主たる債務者の整理手続の内容を確認しなければ、主たる債務者と一体として経済的合理性を確認できないことになります。

そこで、弁護士は、例えば、主たる債務の整理手続が民事再生手続の場合には、主たる債務者の財産評定の内容や再生計画の内容を確認することが必要です。また、主たる債務の整理手続が破産手続である場合には、破産債権者に対する配当額を確認することが必要です。このように弁護士には、破産管財人、民事再生申立代理人又は監督委員等の関係者の協力を得て、その内容について、対象債権者や調停委員会に適時適切に説明することが求められます。

### 3 事前準備及び金融機関との協議の開始

弁護士は、調停申立て前に、保証債務の弁済計画案を策定し、対象債権者にこれらを開示して協議を重ね、十分な事前調整を行うことが求められます。

十分な事前調整を行う手順は事案により異なると思われませんが、一般的には、次のような手順で進められるものと考えられます。

(1) 保証人との事前協議、方針選択

保証人自身も破産手続による整理が望ましいのか、経営者保証G Lによる整理が望ましいのか、十分に確認することが求められます。

(2) 対象債権者（信用保証協会を含む）への返済猶予の申入れ

※預金の取扱いには、十分な検討が必要です。

※必要に応じて、個別訪問を実施します。

※経営者保証G L 7 項（3）①ロでは、返済猶予の申入れが全ての対象債権者に対して同時に行われていることが必要とされていることに留意が必要です。

※返済猶予等の効力が発生した時点は、保証債務についての経済的合理性を判断する「基準日」の意味を持ちますので、申出時期の検討をすることに

加え、対象債権者とも十分に協議することが求められます。

- (3) 資産目録，調停条項（弁済計画）案，表明保証書・確認報告書等の作成
- (4) 対象債権者に対する調停条項（弁済計画案）の説明，意見交換，修正など  
弁済計画の内容が経営者保証G Lの要件に沿っていることを説明するため，代理人弁護士は，適宜，別添書式6－1「経営者保証に関するガイドライン（G L）に基づく保証債務整理（単独型） G L要件該当性及び弁済計画案等の御説明」を活用して，保証債務整理の対象となる保証人であること，保証債務整理を図る場合の対応が適正であること，残存資産の範囲及び弁済計画の内容が相当であることなどを説明します。別添書式6－1の活用方法や作成方法や留意点については，別紙2の活用マニュアルを御確認ください。

#### 4 特定調停の申立て

##### (1) 当事者

申立人：債務者（保証人）

相手方：対象債権者（金融機関等） 複数でも，1件として申立てが可能

※信用保証協会の保証付債権がある場合は，信用保証協会を利害関係人として参加してもらうことも可能です。ただし，信用保証協会との十分な事前調整を行うことを優先して，代位弁済後に申立てをすることも考えられます。

※経営者保証G Lの適用を受けない債権者が残存資産から回収等を行うことによって弁済計画の履行に重大な影響を及ぼすおそれの生じる場合には，保証人の資産の処分・換価により得られた金銭の配分の際に対象債権者に含めることにより，当該債権者を含めた調整を行うことも可能です（Q&A 7－28）。

※本スキームは，前記「ポイント：対象債権者との十分な事前調整」のとおり，調停申立て前に対象債権者と調整しておくことが前提となっており，対象債権者ごとに進行が区々になる可能性は極めて低いことから，対象債権者の数にかかわらず，原則として1件の申立て（したがって，申立書も1通）で足りると考えられます。

なお，事前調整を行った結果，対象債権者ごとに進行が区々となる可能性がある判断される場合には，申立てを対象債権者ごとに分ける（申立書も複数とする）必要があります。

##### (2) 管轄裁判所

相手方の住所，居所，営業所若しくは事務所（以下「相手方の住所等」といいます。）の所在地を管轄する簡易裁判所又は当事者が合意で定める簡易裁判所

※一体型においては，地方裁判所本庁に併置された簡易裁判所に申し立てることが予定されていますが，本手引の対象とする単独型においても，弁済計画に経済合理性があること（GL7（3）⑤，Q&A7-13）を確認する（特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律第18条第1項，第20条参照）ためには，企業経理等に関する専門的知見を有する調停委員の関与が望まれることから，当面の間は，専門性のある調停委員を速やかに選任しやすい地方裁判所本庁に併置された簡易裁判所に申立てをすることを勧めします。

なお，この場合，法定の土地管轄が地方裁判所本庁併置の簡易裁判所ではなく，また，事前合意がないときであっても，特定調停については広く自庁処理が認められていますので，それを前提として地方裁判所本庁併置の簡易裁判所に申し立てることは可能です（自庁処理するかどうかは，特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律第4条に基づき，裁判所が判断することになります。）。

(3) 提出すべき書類（書式，記載例は，別添のとおり）

- 訴訟委任状
- 資格証明書（相手方）
- 対象債権者の担当等一覧表（担当部署，担当者，連絡先（電話番号，FAX番号）の一覧表）
- 資産目録（別添書式2-1）
- 表明保証書・確認報告書（別添書式2-2）

※対象債権者に資産内容を開示した後調停成立までの間に新たな財産が見つかる可能性を踏まえ，対象債権者と協議の上，申立て時に表明保証書・確認報告書を提出せず，調停成立時までに追完することも考えられます。

- 調停申立書（別添書式3）  
正本は1通，副本は相手方の数。
- 関係権利者一覧表（別添書式4）

※申立て時点において，対象債権としない債権者がいる場合には，当該債権者についても，関係権利者一覧表に記載が必要です。

- 調停条項案（別添書式5-1～5-3）

## 5 調停手続の進行

以下の記述は、あくまでも典型的な期日の進行方法を想定したものであり、個別具体的な事案に応じた調停委員会の進行に委ねることになります。

### (1) 第1回調停期日

- ① 調停委員会による申立人及び各対象債権者（金融機関）の意向確認
- ② （場合によっては）調停成立，民事調停法第17条決定

### (2) 期日間

期日間に調整が必要な場合には、申立人代理人弁護士が各対象債権者（金融機関）との間で協議，調整

### (3) 第2回以降の調停期日

- ① 全ての対象債権者（金融機関）との間で調停条項につき合意に達すれば，調停成立
- ② 一部ないし全ての対象債権者が調停条項につき裁判所の決定があれば異議を述べないという段階まで達すれば，民事調停法第17条決定

以上

## 各手引の適用場面

	事業者の事業再生を支援する手法としての特定調停スキーム利用の手引（旧「金融円滑化法終了への対応策としての特定調停スキーム利用の手引き」）	経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の手法としての特定調停スキーム利用の手引	事業者の廃業・清算を支援する手法としての特定調停スキーム利用の手引
事業再生（事業継続）する場合で、一体型（主たる債務者も保証人も特定調停を利用）	○	×	×
事業再生（事業継続）する場合で、事業者単独型（主たる債務者は特定調停を利用し、保証人は特定調停を利用しない（破産等））	○	×	×
事業再生（事業継続）する場合で、保証人単独型（主たる債務者は特定調停を利用せず（再生支援協議会等）、保証人は特定調停を利用）	×	○	×
事業清算・廃業する場合で、一体型（主たる債務者も保証人も特定調停を利用）	×	×	○
事業清算・廃業する場合で、事業者単独型（主たる債務者は特定調停を利用し、保証人は特定調停を利用しない（破産等））	×	×	○
事業清算・廃業する場合で、保証人単独型（主たる債務者は特定調停を利用せず（破産や特別清算等）、保証人は特定調停を利用）	×	○	×

※一体型や保証人単独型は、経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理を行うことを前提にしています。

※「保証人が特定調停を利用しない」ケースは、保証人が存在していない場合も含まれます。

「経営者保証に関するガイドライン（GL）に基づく保証債務整理（単独型）  
GL要件該当性及び弁済計画案等の御説明」活用マニュアル

<総論>

- ・「経営者保証に関するガイドライン」（以下「GL」といい、「経営者保証に関するガイドライン」Q&Aを「Q&A」といいます。）に基づく保証債務整理（単独型）における保証債務の弁済計画案（別添書式6-2）の説明書（別添書式6-1。以下「本説明書」といいます。）は、GLの手続の流れに沿って、①保証債務整理の対象となる保証人かどうかの検討（第1）、②対象債権者の範囲（第2）、③保証債務整理の手続選択（第3）、④保証債務整理の開始（第4）、⑤資産状況の調査、弁済計画及び免除計画の策定（第5）という時間軸に沿った順序で構成されています。
- ・本説明書は、必要最小限の項目をチェックする形で作成し、確認する形式になっていますので、補充が必要な場合は、補充ありにを付けて、別添資料等を準備して説明してください。
- ・本説明書は、保証人（支援専門家）が手続選択の検討のために活用することや対象債権者への説明のために活用することのほか、対象債権者等が保証人（支援専門家）の申出内容の合理性、適正性を確認するために活用することができます。
- ・支援専門家は、全ての対象債権者がその適格性を認めるものをいう（GL5項(2)ロ参照）とされています（Q&A5-8, 7-6も確認ください。）。対象債権者と信頼関係の構築に努めてください。

<第1の御説明>

- ・第1記載の要件は、保証債務整理の開始の申出をすることができる保証人かどうかを確認するための要件になります。
- ・主たる債務者が法的整理手続の開始申立てや準則型私的整理手続の申立て前の場合、保証人（支援専門家）は、対象債権者に対し、申立てを行う時期等を説明し、将来的に充足する予定を説明してください。なお、合理的理由がある場合には、対象債権者の合意を前提として、GLの手続に即して、残存する保証債務の減免・免除を行うことも可能です（GL7項(1)ロ、Q&A7-2）。
- ・主たる債務者の法的整理手続や準則型私的整理手続が終結している場合もGLの利用は可能です。しかし、終結後に保証債務整理の開始をした場合には、インセンティブ資産を残す余地がなくなることに御注意ください（GL7項(2)ロ、Q&A7-20）。なお、後述（第4）のとおり、保証債務整理の開始時期は、準則型

私的整理の手續により若干異なることがありますので、御注意ください。

- ・ G L の場合には、破産手續と異なり、破産管財人費用が生じないことから、詳細な説明をせずとも、第 1 記載の経済的合理性の要件充足を説明できることが多いと考えられます。ただし、代理人弁護士費用（支援専門家費用）、再生支援協議会の外部専門家費用、特定調停手續の場合の印紙代、郵便切手代が生じることには御留意ください。
- ・ 免責不許可事由のおそれがないことが要件とされていますので、免責不許可事由がないか確認してください。免責不許可事由がある場合、保証人（支援専門家）は、裁量免責が認められる事情（免責不許可事由の性質、重大性、帰責性、債権者の態度や意見、手續への協力の有無や程度等）があるか確認し、対象債権者に対し、丁寧な説明を行ってください。なお、免責不許可事由の「おそれ」の意味は、Q & A 7-4-2 を確認ください。

#### <第 2 の御説明>

- ・ 第 2 記載の要件は、対象債権者の範囲を確認するための要件です。
- ・ 保証人に固有の債務（住宅ローン、カードローン等）がある場合、金融債権者でないとして対象外債権者として支払継続するのか、弁済計画の履行に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして対象債権者に含める（G L 7 項 (3) ④ロなお書）のか、別途任意整理や特定調停を申し立てるかなど様々な対応が考えられます。保証人の経済的更生（二次破綻リスク）や衡平性（Q & A 7-28）に御留意の上、御検討ください。固有の債権者を対象債権者に含めない場合、弁済計画案の履行可能性や相当性の検証や説明のため、「負債目録」を作成することも考えられます。

#### <第 3 の御説明>

- ・ 第 3 記載の要件は、保証債務の整理にどの準則型私的整理手續を利用するか確認するものです。
- ・ 保証債務の整理のみを単独で行う準則型私的整理手續は、中小企業再生支援協議会手續か特定調停手續のいずれかになりますので、対象債権者と協議の上、いずれの手續を利用するか、を入れることになります。なお、合理的理由がある場合には、準則型私的整理手續を利用せず、支援専門家等の第三者の斡旋により保証債務の整理を行うことも可能です（G L 7 項 (3) ④、Q & A 7-30）。

#### <第 4 の御説明>

- ・ 第 4 記載の要件は、保証債務整理の開始時期を確定するための要件です。保証債

務整理の開始時期は、弁済計画策定に当たっての財産評定の基準時となり、基準時以降の新得財産は弁済対象から除かれることとなります。

- ・財産評定の基準時は、保証人（支援専門家）がGLに基づく保証債務の整理を対象債権者に申し出た時点（保証人等による返済猶予等の要請が行われた場合であっても、返済猶予等の効力が発生した時点をいう。）とされていますので（GL 7 項(3)④イ b）、返済猶予等の効力がいつ生じたか、保証人（支援専門家）と対象債権者とで協議、確認し、確定させてください。

なお、中小企業再生支援協議会の手続を利用する場合には、原則として、弁済計画策定支援決定日が基準時となります（中小企業再生支援協議会等の支援による経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務の整理手順Q & A 38 参照）。

### <第5の御説明>

- ・第5記載の要件は、資産状況の調査、弁済計画及び免除計画を確認するものです。
- ・資産状況の裏付け資料を確認し、「資産目録」に整理してください。なお、「負債目録」については、固有の債務があり、弁済計画案の履行可能性や相当性の検証や説明のため、必要がある場合に適宜作成すれば足ります。
- ・GLに基づく整理を希望する理由としては、調停条項案2項記載のとおりなどと記載ください。
- ・残存資産については、資産の内容、評価額を特定し、資産の合計額を記載してください。
- ・住宅、車両リースなど担保付資産については、本説明書の※を参考に担保資産の価値と被担保債務額を比較し、余剰の資産価値があるか否かを確認してください。余剰がない場合には、資産価値はないものとして評価します。
- ・不動産の評価方法について、不動産鑑定まで実施するのか、近隣不動産業者の簡易な査定書や固定資産評価証明等を使うかについて、対象債権者と協議し、適切な方法を選択してください。なお、資産価値については、早期処分価格で評価することが考えられます（Q & A 7-25 参照）。保証人（支援専門家）と対象債権者とで協議の上、評価額を確定してください。
- ・残存資産が自由財産の範囲内の場合には、弁済額にかかわらず、対象債権者の経済合理性が認められる場合が多いと考えられます。
- ・インセンティブ資産を残す希望がある場合、その必要性について、保証人（支援専門家）は、対象債権者に対して説明することが求められますので（GL 7 項(3)③a）、本説明書の別紙「インセンティブ資産の相当性資料」を作成するなどして、対象債権者の理解を得るように努めてください。なお、同別紙「インセンティブ

資産の相当性資料」の第2の①の回収見込額を試算するに当たっては、主たる債務の整理手続の進捗やその整理内容を確認しながら手続を進める必要があります。例えば、主たる債務の整理手続が民事再生手続の場合には、財産評定の内容や再生計画の内容を確認することが必要となり、主たる債務の整理手続が破産手続である場合には、破産債権者に対する配当額を確認することが必要となります。また、同②の清算が遅れた場合に主たる債務者や保証人から回収が見込まれる額を検討するに当たっては、遅れた期間の主たる債務者の赤字相当額や破産管財人費用等を考慮することが考えられます。

- 対象資産を処分・換価する代わりに対象資産の「公正な価額」に相当する額を分割返済する場合、月次収支表（家計状況表）の作成が求められる場合もあります。
- 保証人（支援専門家）が「弁済計画案」や「調停条項」を作成する場合、GL7項（3）④を踏まえて、別添書式6-2「保証債務の弁済計画案（GL7項（3）④）」を参考に作成ください。
- 保証債務の免除要請については、第5の4項記載のとおり、保証人の表明保証、支援専門家の確認、資力の状況が事実と異なる場合の処理方針等を記載することが必要です。書式「調停条項」や「表明保証書」を利用することが考えられます。
- 資産目録に誤りがあった場合、保証人自身も表明保証違反となり、債務免除の効力が覆滅するリスクがあります。また、支援専門家も対象債権者の信頼を失ったり、責任問題が生じたりすることも考えられます。そこで、保証人の表明保証や支援専門家確認に当たっては、客観的資料を十分確認することが求められます。

以上

〇〇年〇月〇日

対象債権者各位

## 返済猶予等のお願い

(主たる債務者) 〇〇 〇〇

(保証人) 〇〇 〇〇 印

(支援専門家) 弁護士 〇〇 〇〇 印

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、当職は、●●●●氏（住所：●●，生年月日：●年●月●日生）の代理人に就任するとともに併せて支援専門家として特定調停手続により「経営者保証に関するガイドライン」に基づく保証債務の整理を開始することを目指すことになりました。

つきましては、対象債権者様との協議を調えた後、特定調停の申立てを行う予定です。これに伴い、本日から調停成立までの間、保証債務の返済の御猶予をお願い申し上げます。対象債権者様におかれましては、特定調停手続に基づく保証債務の整理に御協力賜りたく、下記の行為を差し控えていただくようお願い申し上げます。

また、●年、●月●日現在の債務残高<sup>1</sup>について当職宛てに御送付をお願いいたします（残高証明書の発行が望ましいですが、残高が確認できるものであればそれに限定するものではございません。書式も問いません。FAXでの送信でも構いません。）。

敬 具

## 記

- 1 ●年●月●日における保証債務の残高を減らすこと
- 2 弁済の請求・受領，相殺権を行使するなどの債務消滅に関する行為をなすこと
- 3 追加の物的人的担保の供与を求め，担保権を実行し，強制執行や仮差押・仮処分や法的倒産処理手続の申立てをすること

以 上

<sup>1</sup> 債権残高が判明している場合には、適宜省略してください。弁済計画を策定する際は、事案に応じて、対象債権を元本にするのか、基準日時点までの利息損害金にするのか決めることとなります。

## 資産に関する表明保証書

●●●●銀行 御中

私の資産は、別紙資産目録のとおりであり、その余の資産を有しない旨を表明し保証します。

年 月 日

(保証人)

住 所

氏 名 \_\_\_\_\_ ㊞

---

【保証人名】による上記の表明保証が適正であることを確認いたしました。

年 月 日

(支援専門家)

住 所

氏 名 \_\_\_\_\_ ㊞

## 資 産 目 録

(●年●月●日時点)

## 1 現金

## 2 預金

金融機関・支店名	口座の種類	口座番号	残額 (評価額)
			円

## 3 不動産

種別	所在地	地目／構造 ・規模	地積／床面 積 (㎡)	評価額	備考 (借入状況, 担 保状況等)

## 4 貸付金

相手方	評価額	備考 (回収見込み等)

## 5 保険

保険会社名	証券番号	解約返戻金額	備考

## 6 有価証券, ゴルフ会員権等

種類	数量	評価額	備考
			円

## 7 その他資産 (貴金属, 美術品等)

品名	購入金額	備考 (換価可能性等)

※住宅, 車両リース等担保付資産がある場合, 担保資産の価値と被担保債務額を比較し, (余剰) の資産価値を試算した金額を備考欄に記載ください。

負債目録<sup>1</sup>  
(●年●月●日時点)

- 1 弁済計画により権利変更の対象となる債権者（経営者保証に関するガイドラインの対象債権者）に対して負担する債務

金融機関名	残高	備考（担保状況等）

- 2 1以外の債務（住宅ローンやカードローン等）

債権者名	残高	備考（担保状況等）

※日常的に発生する少額債務を除く

---

<sup>1</sup> 固有の債権者を対象債権者に含めない場合、弁済計画案の履行可能性や相当性の検証や説明のため、「表明保証書」に「負債目録」を添付することを検討ください。

## 特 定 調 停 申 立 書

年 月 日

〇〇簡易裁判所 御中

(当事者の住所・名称)

(代理人の住所・名称)

(相手方債権者の住所・名称)

## 申 立 の 趣 旨

申立人の債務額を確定した上、その支払方法の協定を求める。  
本件については、特定調停手続により調停を行うことを求める。

## 紛 争 の 要 点

## 1 特定債務者に該当すること

申立人は、資産目録及び関係権利者一覧表に記載のとおり、●年●月●日時点において、別紙当事者等目録記載の申立外●●●●（以下「主債務者」という。）を主たる債務者とする●●●●円の連帯保証債務を負担しながら、●●●●円の資産しか所有しておらず、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（以下「特定調停法」という。）第2条の「金銭債務を負っている者であって」「支払不能に陥るおそれのあるもの」に該当する。

主債務者は、●年●月●日付け（破産手続開始決定・特別清算開始決定・民事再生手続開始決定）がなされている（事件番号●●）。

## 2 債務の種類及び額

●●●●を主たる債務者とする連帯保証債務であり、関係権利者一覧表記載のとおりである。

### 3 経営者保証に関するガイドラインによる整理を求めること

申立人は、本調停手続において、次に述べる事情により、平成25年12月に公表された「経営者保証に関するガイドライン」（以下「経営者保証GL」と略称し、経営者保証GLの条項を引用するときは項番の冒頭に「GL」と表記する。）に基づく保証債務の整理を求める。

(1) 主たる債務者である●●●●は中小企業であり、申立人は同社の代表取締役社長である（GL 7 (1), GL 3 (1) (2)）。

(2) 主債務者の手続は破産手続であり、GL 7 (1) ロの要件を充足している。

(3) 保証人である申立人は、資産状況を開示し、調停条項案の内容で債務の免除を受けることについて、債権者には十分に説明をしている。

主たる債務者及び保証人の双方が弁済について誠実であり、対象債権者の請求に応じ、それぞれの財産状況等（負債の状況を含む。）について適時適切に開示している（GL 7 (1) イ, GL 3 (3)）。

(4) 保証人である申立人には、破産法第252条第1項（第10号を除く。）に規定される免責不許可事由が生じておらず、そのおそれもない（GL 7 (1) ニ）。

(5) 主たる債務者である●●●●及び保証人である申立人は、いずれも反社会的勢力ではなく、そのおそれもない（GL 7 (1) イ, GL 3 (4)）。

(6) 保証人である申立人は、本特定調停手続により、添付の調停条項案のとおり、総額●●円を相手方ら対象債権者に対し按分比例で弁済する予定である。

これに対し、保証人である申立人が破産した場合は、現預金99万円未満の資産しかない以上、破産配当見込みはない。

そのため、主たる債務者の資産及び債務並びに保証人の資産及び保証債務の状況を総合的に考慮して、相手方を含めた対象債権者にとっても経済的な合理性が期待できる（GL 7 (1) ハ, GL 7 (3) ⑤ハ）。

### 4 相手方との交渉の経過等

添付書類6の経過報告書のとおりであり、調停条項案記載の内容の弁済額の支払いを受け、残余の債務について債権放棄を行うことについて、担当者レベルでは概ね理解を得ているので、1回での調停成立を希望する。

## 添 付 書 類

- 1 訴訟委任状
- 2 資格証明書
- 3 資産目録
- 4 関係権利者一覧表
- 5 調停条項案

申立人 \_\_\_\_\_

## 関 係 権 利 者 一 覧 表

※主たる債務者を \_\_\_\_\_ とする連帯保証債務については、備考欄にその旨の記載をする。

番号	債権者氏名又は名称	主たる債務の内容等 (当初借入日・当初借入金額・現在残高等)			備考
	住 所	年 月 日	金 額	残 高	
1		. .	円	円	
	申立書記載のとおり				
2		. .	円	円	
3		. .	円	円	
4		. .	円	円	
5		. .	円	円	
6		. .	円	円	
7		. .	円	円	
8		. .	円	円	
9		. .	円	円	
10		. .	円	円	
11		. .	円	円	
12		. .	円	円	

調停条項（相手方●●分）案  
【一括返済型・単独型】

1 主たる債務と保証債務の一体整理が困難な理由

申立人と相手方●●（以下「相手方」という。）は、申立外●●（以下「主債務者」という。）が、●●地方裁判所から令和●年●月●日（民事再生・破産・特別清算）手続開始決定を受け（事件番号●●），現在，同手続が（進行中・終結）である。

2 保証債務の整理を経営者保証に関するガイドラインにより行う理由

申立人と相手方は、申立人が、主債務者の代表取締役社長であり、同社の保証債務（以下「本件保証債務」という。）を負担していること、主債務者の債務整理が（民事再生・破産・特別清算）手続であり、一体整理が不可能であること、及び同人が負担する本件保証債務につき、法的債務整理手続よりも適切な私的整理手続により保証債務を整理した方が信用情報登録機関に報告、登録されないなど申立人本人の再チャレンジが可能となる上、相手方にとっても経済合理性があることから、同人が経営者保証に関するガイドラインによる整理を選択したことを確認する。

3 申立人の財産の状況

申立人と相手方は、令和●年●月●日（返済猶予等の要請の効力発効時）現在の申立人の保有する資産が別紙資産目録（以下「資産目録」という。）のとおりであることを確認する。

4 保証債務の減免

(1) 債務額の確認（ただし、令和●年●月●日現在の元本残高）

申立人は、相手方に対し、申立人が相手方に対して負っている連帯保証債務として、別紙保証債務の弁済計画案<sup>1</sup>記載の元本債務及び遅延損害金の支払義務があることを認める。

(2) 弁済方法、期限の利益及び債務免除

① 申立人は、令和●年●月●日限り、別紙保証債務の弁済計画案の保証履行額欄記載の金員を、相手方に対し、相手方の指定する銀行口座に振込送金の

<sup>1</sup> 書式 6 - 2 の計画案をつけることが考えられます。

方法により、一括して支払う。振込手数料は申立人の負担とする。

- ② 申立人が①の支払を怠ったときは、申立人は相手方に対し、(1)の債務の未払残金及び残元金の未払額に対する令和●年●月●日から支払済みまで年●パーセントの割合による遅延損害金を支払う。
- ③ 相手方は、①の期日までに①の債務の支払がなされたときは、申立人に対し、(1)の連帯保証債務の残債務及び遅延損害金を免除する。

## 5 保証債務の追加弁済

- (1) 申立人及び相手方は、申立人が相手方に対し、本調停条項に添付した表明保証書（以下「表明保証書」という。）写しのおりの表明保証を行った事実を確認する。
- (2) 申立人が表明保証書により表明保証を行った資産目録に含まれていない資産が存在することが判明した場合、申立人は速やかに当該資産を換価し、相手方に対し、換価代金から換価に必要な費用を控除した残額を支払う。ただし、本項第3号に該当する場合はこの限りでない。<sup>2</sup>
- (3) 申立人が表明保証書により表明保証を行った資力について、故意に事実と異なる過少な資産を申告したことが判明した場合、又は申立人が資産の隠匿を目的とした贈与若しくはこれに類する行為を行っていたことが判明した場合には、申立人は相手方に対し、前項第2号③により免除を受けた債務額及び同債務額中の残元本に対する免除を受けた日の翌日から支払済みまで年●パーセントの遅延損害金を直ちに支払う。

## 6 清算条項

申立人と相手方は、本件に関し、本調停条項に定めるほか、他に何らの債権債務のないことを相互に確認する。

## 7 調停費用

調停費用は、各自の負担とする。

以 上

---

<sup>2</sup> 本条項は相手方が単独であることを念頭に置いています。相手方が複数の場合、新たに資産が判明した場合の弁済額については、相手方の保有する債権額に応じて按分する条項に修正することが考えられます。

調停条項（相手方●●分）案  
【分割返済型・単独型】

1 主たる債務と保証債務の一体整理が困難な理由

申立人と相手方●●（以下「相手方」という。）は、申立外●●（以下「主債務者」という。）が、●●地方裁判所から令和●年●月●日（民事再生・破産・特別清算）手続開始決定を受け（事件番号●●），現在，同手続が（進行中・終結）である。

2 保証債務の整理を経営者保証に関するガイドラインにより行う理由

申立人と相手方は、申立人が、主債務者の代表取締役社長であり、同社の保証債務（以下「本件保証債務」という。）を負担していること、主債務者の債務整理が（民事再生・破産・特別清算）手続であり、一体整理が不可能であること、及び同人が負担する本件保証債務につき、法的債務整理手続よりも適切な私的整理手続により保証債務を整理した方が信用情報登録機関に報告、登録されないなど申立人本人の再チャレンジが可能となる上、相手方にとっても経済合理性があることから、同人が経営者保証に関するガイドラインによる整理を選択したことを確認する。

3 申立人の財産の状況

申立人と相手方は、令和●年●月●日（返済猶予等の要請の効力発効時）現在の申立人の保有する資産が別紙資産目録（以下「資産目録」という。）のとおりであることを確認する。

4 保証債務の確認（ただし、令和●年●月●日現在の元本残高）

申立人は、相手方に対し、申立人が相手方に対して負っている保証債務として、別紙保証債務の弁済計画案<sup>1</sup>記載の元本債務及び遅延損害金の支払義務があることを認める。

5 保証債務の弁済方法、期限の利益及び債務免除

(1) 申立人は相手方に対し、別紙資産目録記載の資産の換価に代えて、前項の金員を、別紙返済計画表（相手方●●分）記載のとおり分割して（ただし、返済日は返済月の各末日限りとする。）、相手方の指定する銀行口座に振込送金の

<sup>1</sup> 書式6-2の計画案をつけることが考えられます。

方法により支払う。振込手数料は申立人の負担とする。

- (2) 申立人が前号の分割金の支払を怠り、その額が金●●円に達したときは、申立人は当然に期限の利益を失い、申立人は相手方に対し、第4項の債務から既払額を控除した残金及び残元金に対する期限の利益を失った日の翌日から支払済みまで年●パーセントの割合による遅延損害金を支払う。
- (3) 相手方は、申立人が期限の利益を失うことなく、別紙返済計画表記載の支払がなされたときは、申立人に対し、第4項のその余の支払義務を免除する。

## 6 保証債務の追加弁済

- (1) 申立人及び相手方は、申立人が相手方に対し、本調停条項に添付した表明保証書（以下「表明保証書」という。）写しのと通りの表明保証を行った事実を確認する。
- (2) 申立人が表明保証書により表明保証を行った資産目録に含まれていない資産が存在することが判明した場合、申立人は速やかに当該資産を換価し、相手方に対し、換価代金から換価に必要な費用を控除した残額を支払う。ただし、本項第3号に該当する場合はこの限りでない。<sup>2</sup>
- (3) 申立人が表明保証書により表明保証を行った資力について、故意に事実と異なる過少な資産を申告したことが判明した場合、又は申立人が資産の隠匿を目的とした贈与若しくはこれに類する行為を行っていたことが判明した場合には、申立人は相手方に対し、前項第3号により免除を受けた債務額及び同債務額中の残元本に対する免除を受けた日の翌日から支払済みまで年●パーセントの遅延損害金を直ちに支払う。

## 7 清算条項

申立人と相手方は、本件に関し、本調停条項に定めるほか、他に何らの債権債務のないことを相互に確認する。

## 8 調停費用

調停費用は、各自の負担とする。

以 上

---

<sup>2</sup> 本条項は相手方が単独であることを念頭に置いています。相手方が複数の場合、新たに資産が判明した場合の弁済額については、相手方の保有する債権額に応じて按分する条項に修正することが考えられます。

調停条項（相手方●●分）案  
【ゼロ返済型・単独型】

1 主たる債務と保証債務の一体整理が困難な理由

申立人と相手方●●（以下「相手方」という。）は、申立外●●（以下「主債務者」という。）が、●●地方裁判所から令和●年●月●日（民事再生・破産・特別清算）手続開始決定を受け（事件番号●●），現在，同手続が（進行中・終結）である。

2 保証債務の整理を経営者保証に関するガイドラインにより行う理由

申立人と相手方は、申立人が、主債務者の代表取締役社長であり、同社の保証債務（以下「本件保証債務」という。）を負担していること、主債務者の債務整理が（民事再生・破産・特別清算）手続であり、一体整理が不可能であること、及び同人が負担する本件保証債務につき、法的債務整理手続よりも適切な私的整理手続により保証債務を整理した方が信用情報登録機関に報告、登録されないなど申立人本人の再チャレンジが可能となる上、相手方にとっても経済合理性があることから、同人が経営者保証に関するガイドラインによる整理を選択したことを確認する。

3 申立人の財産の状況

申立人と相手方は、令和●年●月●日（返済猶予等の要請の効力発効時）現在の申立人の保有する資産が別紙資産目録（以下「資産目録」という。）のとおりであることを確認する。

4 保証債務の減免

(1) 債務額の確認（ただし、令和●年●月●日現在の元本残高）

申立人は、相手方に対し、申立人が相手方に対して負っている連帯保証債務として、別紙保証債務の弁済計画案<sup>1</sup>記載の元本債務及び遅延損害金の支払義務があることを認める。

(2) 債務免除

相手方は、本日、申立人に対し、(1)の連帯保証債務の残債務及び遅延損害金全額を免除する。

<sup>1</sup> 書式6-2の別紙計画案をつけることが考えられます。

## 5 保証債務の追加弁済

- (1) 申立人及び相手方は、申立人が相手方に対し、本調停条項に添付した表明保証書（以下「表明保証書」という。）写しのと通りの表明保証を行った事実を確認する。
- (2) 申立人が表明保証書により表明保証を行った資産目録に含まれていない資産が存在することが判明した場合、申立人は速やかに当該資産を換価し、相手方に対し、換価代金から換価に必要な費用を控除した残額を支払う。ただし、本項第3号に該当する場合はこの限りでない。<sup>2</sup>
- (3) 申立人が表明保証書により表明保証を行った資力について、故意に事実と異なる過少な資産を申告したことが判明した場合、又は申立人が資産の隠匿を目的とした贈与若しくはこれに類する行為を行っていたことが判明した場合には、申立人は相手方に対し、前項第2号③により免除を受けた債務額及び同債務額中の残元本に対する免除を受けた日の翌日から支払済みまで年●パーセントの遅延損害金を直ちに支払う。

## 6 清算条項

申立人と相手方は、本件に関し、本調停条項に定めるほか、他に何らの債権債務のないことを相互に確認する。

## 7 調停費用

調停費用は、各自の負担とする。

以 上

---

<sup>2</sup> 本条項は相手方が単独であることを念頭に置いています。相手方が複数の場合、新たに資産が判明した場合の弁済額については、相手方の保有する債権額に応じて按分する条項に修正することが考えられます。

**経営者保証に関するガイドライン（GL）に基づく保証債務整理（単独型）  
GL要件該当性及び弁済計画案等の御説明**

対象債権者 各位

年 月 日

（主たる債務者） ○○○○  
（保証人） ○○ ○○ 印  
（支援専門家） 弁護士 ○○ ○○ 印

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。平素は格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、主たる債務者\_\_\_\_\_ですが、\_\_\_\_年 月 日付けで（破産・特別清算・民事再生）手続を申し立てており、（係属，終結）しておりますので、一体整理が不可能です。

保証人\_\_\_\_\_氏ですが、経営者保証に関するガイドライン（以下「GL」とし、「経営者保証に関するガイドライン」Q&Aは「Q&A」とします。）に基づく弁済計画案は、本書面の別紙のとおりです。下記のとおり、保証人は、GL7項（1）に規定する保証債務整理の対象となる保証人であり、GL7項（2）のとおり適正にGL手続を進めたものであり、GL7項（3）③から⑤に沿った弁済計画案となっておりますので、GLに基づく整理に御理解いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

**第1 保証債務整理の対象となる保証人であること**

補充あり

GL3項要件を充足している（GL7項（1）イ）

主債務者が中小企業であること（GL3項（1），Q&A3）

保証人が個人であり、主債務者である中小企業の経営者等であること（GL3項（2），Q&A4）

※いわゆる第三者による保証について除外するものではありません（GL脚注5参照）。

主債務者および保証人の双方が弁済について誠実であり、財務情報等を適時適切に開示していること（GL3項（3），Q&A3-3，3-4）

主たる債務者及び保証人が反社会的勢力ではなく、そのおそれもないこと（GL3項（4），Q&A3-5）

主たる債務者が法的債務整理手続の開始申立て又は準則型私的整理手続の申立てをGLの利用と同時に現に行い、又は、これらの手続が係属し、若しくは既に終結していること（GL7項（1）ロ）

- 対象債権者において、破産手続による配当よりも多くの回収を得られる見込みがある等、経済的な合理性が期待できること (GL7 項 (1) ハ, Q&A7-4)
- 破産法第 252 条第 1 項 (第 10 号を除く。) に規定される免責不許可事由が生じておらず、そのおそれもないこと (GL7 項 (1) ニ)
  - 著しく不利益な条件で債務を負担したり、又は信用取引により商品を購入し著しく不利益な条件で処分してしまっただけではない (破産法第 252 条第 1 項第 2 号)
  - 一部の債権者に特別の利益を与える目的又は他の債権者を害する目的で、義務ではない担保の提供、弁済期が到来していない債務の弁済又は代物弁済をしたことがない (破産法第 252 条第 1 項第 3 号)
  - 保証債務整理に至る経過の中で、当時の資産・収入に見合わない過大な支出又は賭博その他の射幸行為をしたことがない (破産法第 252 条第 1 項第 4 号)
  - 1 年前から保証債務整理の開始日までの間に、他人の名前を勝手に使ったり、生年月日、住所、負債額及び信用状態等について虚偽の事実を述べて、借金をしたり、信用取引をしたことがない (破産法第 252 条第 1 項第 5 号)
  - その他免責不許可事由がない (破産法第 252 条第 1 項各号 (第 10 号を除く。))

免責不許可事由がある場合

※免責不許可事由及びそのおそれがない場合には記載は不要です。

免責不許可事由の内容と裁量免責を相当とする事情は次のとおりです。

## 第 2 対象債権者

補充あり

本件における対象債権者は次のとおりです (GL1 項, 7 項 (3) ④)。

※経営者に対して保証債権を有する金融債権以外の債権者 (固有の債権者等) でも、弁済計画の履行に重大な影響を及ぼすおそれのある債権者である場合には、対象債権者に含めることも可能です (7 項 (3) ④なお書, GLQ&A7-28)。

## 第 3 保証債務整理の手続 (単独型)

補充あり

保証債務整理 (単独型) のため、次の準則型私的整理手続を (利用する予定・利用中) であり、整理手続自体も適正です。

- 中小企業再生支援協議会手続 (GL7 項 (2) ロ, Q&A7-5)
- 特定調停手続 (GL7 項 (2) ロ, Q&A7-5)

第4 保証債務整理を図る場合の対応が適正であること  補充あり

1 返済猶予等の要請が適正に行われていること

GL の手続に則り、適式に返済猶予等の要請が出されている

主たる債務者、保証人、支援専門家が連名した書面（保証債務のみを整理する場合は保証人、支援専門家が連名した書面）が出されている（GL7 項（3）①）

全ての対象債権者に対して同時に行われている（GL7 項（3）①）

対象債権者との間で良好な取引関係が構築されてきた（GL7 項（3）①）

※全ての要件を充足する場合には、対象債権者は、返済猶予等の要請に対して、誠実かつ柔軟に対応するよう努めることとなります。

2 基準日

--

3 合理的な不同意事由

GL 7 項（3）の合理的な不同意事由がない（Q&A7-7, 7-12）

※対象債権者は、合理的な不同意事由がない限り、保証債務整理手続の成立に向けて誠実に対応することとなります。

第5 残存資産の範囲及び弁済計画の内容も相当であること  補充あり

1 保証人の資産の状況及び残存資産の範囲

上記基準時点における保証人の財産は、「資産目録」記載のとおりです。

このうち保証人が残すことを希望する資産（残存資産）は、次のとおりです。

• • •
(合計) _____ 円

※住宅、車両リース等担保付資産がある場合、担保資産の価値と被担保債務額を比較し、(余剰の) 資産価値を試算します。

(例) 住宅の価値 \_\_\_\_\_ 円

住宅ローン額 \_\_\_\_\_ 円

2 保証債務の履行基準（残存資産の範囲）の相当性（経済的合理性）

残存資産が自由財産の範囲内である（GL 7 項（3）③ホ, Q&A7-14）

※保証人が自由財産の範囲内の財産しか有していない場合、保証人が破産した場合でも対象債権者は、保証人の財産から配当を期待できる立場にありません。GL 上も残すことは相当とされており、自由財産を残す内容で弁済計画を立案しても、対象債権者の経済的合理性は充足されていると考えられます。なお、自由財産を残す内容の弁済計画を立案しても、

弁済について誠実という要件を満たさない事態になるわけではありません (Q&A3-4 参照)。

- 残存資産が自由財産の範囲を超えているが、以下のとおり、インセンティブ資産として相当な範囲である (Q&A7-13, 7-14, 7-20)
- インセンティブ資産の範囲は、回収見込額の増加額の範囲内である (別紙「インセンティブ資産の相当性資料」参照, Q&A7-16)
- 主たる債務の整理手続の終結後に保証債務の整理を開始した事情がない (7 項 (2) ロ, Q&A7-20)

### 3 弁済計画の内容も相当であること

- 法的債務整理手続によらずガイドラインで整理する理由 (GL7 項 (3) ④イ a)

なお、一体整理が困難な理由は、冒頭記載の通りです (GL7 項 (3) ④イ a)

- 財産評定の基準時の財産の状況が記載されている (「資産目録」参照, GL7 項 (3) ④イ b)
- (残存資産ではない) 処分・換価対象資産がある場合、「公正な価額」に相当する額を弁済する計画を示すか、処分方針を記載している (GL7 項 (3) ④イ c, d)
  - ※処分・換価未了財産がない場合には、当該項目の検討は不要です。
- 按分弁済の計画となっている (GL7 項 (3) ④ロ)

### 4 保証債務の免除要請も適正に行われていること

- 保証人が資力に関する情報と資料の開示を行い、表明保証を行っている (「表明保証書」参照, GL7 項 (3) ⑤イ, ロ)
- 支援専門家が表明保証の適正性についての確認を行い、対象債権者に報告している (「表明保証書」参照, GL7 項 (3) ⑤イ)
- 資力の状況が事実と異なる場合 (過失も含む)、免除した保証債務及び延滞利息を付す追加弁済を行う書面での契約締結がなされている (「表明保証書」参照, GL7 項 (3) ⑤ニ)
- 主たる債務及び保証債務の弁済計画が、対象債権者にとっても経済合理性が認められるものとなっている (本書面第5の2項参照, GL7 項 (3) ⑤ハ)

「インセンティブ資産の相当性資料」

(別紙)

第1 インセンティブ資産

補充あり

保証人が希望するインセンティブ資産は、次のとおりです。

--

第2 主債務者清算型手続の場合の回収見込額の増加額 (Q&A7 - 16)  補充あり

① 現時点で清算した場合における主たる債務者と保証債務からの回収見込額

--

② 将来時点における主たる債務者と保証債務からの回収見込額

--

③ 本件における回収見込額の増加額 (①から②を控除した金額)

--

※ 準則型私的整理手続を行うことにより、主たる債務者又は保証人の資産の売却額が、破産手続を行った場合の資産の売却額に比べ、増加すると合理的に考えられる場合は、当該増加分の価額も加えて算出することができます。

第3 インセンティブ資産を残す理由 (複数回答可, 7項 (3) a)

補充あり

今後の居住場所確保のため

医療費, 介護費等がかさむため

解約 (換金) すると再度加入することが難しいため

事業再生, 事業清算に着手した時期が計画に与えた影響が大きいため

保証人の経営資質, 信頼性が高いため

以下の理由のため (自由に記載)

--

以上

## 保証債務の弁済計画案 (GL7項 (3) ④)

単位：円

## 対象債権者の弁済計画及び保証債務免除予定額

以下のとおり、全ての対象債権者の債権の額の割合に応じて弁済を行う計画となっています。本弁済計画に基づく弁済を受けたときに、本保証人に対するその余の対象債権（利息・遅延損害金が残存する場合はこれを含みます。）の全てを免除していただきたくお願い申し上げます。

	債権者名及び属性	対象債権額	保証履行額	債務免除予定額	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
	合計				